

子や孫に使用承継を認めているところ

高知県

- ・「名義人の死亡、離婚（内縁関係の解消を含む）及び婚姻で、かつ、同居を開始して1年以上」（2020年7月27日に通知文書）

大阪府

- ・高齢化により自治会活動ができないという要望が強く、議会でも提案があり、1年くらい議論し、令和2年に見直しを行い「子・孫」（1回限り）を要件に加えた（2020年10月1日）

岡山市

- ・「承継者が平成19年3月31日以降から引き続き同居していること」（2012年4月1日施行）

鳥取県

- ・「入居者が県営住宅に入居したとき、又は入居者の子として出生し、若しくは養子縁組したときから同居していた者で、条例第7条第4項に定める優先入居者に限る」
- ・「全ての同居者が未成年の場合（あらかじめ後見人を定めた上、未成年者のうち一人について承認する）」（2007年10月1日改正）

埼玉県

- ・「20歳未満の同居者を扶養する場合又は病気等の事情を有する子等（ただし最長5年）」（2008年4月1日施行）